

## お知らせ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯向け給付金の申請締切が近づいています。以下の条件に該当する方でまだ申請をされていない方は申請してください。

■令和4年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する方のうち、以下のいずれかに当てはまる方

- ・令和4年1月1日以降の収入が減少し、令和4年度の住民税均等割が非課税相当の収入になった方
- ・高校生以上の児童のみを養育していて、令和4年度の住民税均等割が非課税の方

●支給額 対象児童1人につき5万円

●申請期限 2月28日（火）

■申・問 役場福祉保健課 TEL：82-0374

## お知らせ 「一株植樹」運動に参加しませんか

「一株植樹」運動は、緑化推進運動の一環として毎年実施している運動です。苗木生産者の協力を得て、優良な苗木を格安で提供します。緑豊かな郷土をつくるため、まずは身近な家庭の緑化から運動に参加してみませんか。

●パンフレット・申込書設置場所

役場農林課、各地域振興センター

●申込期限 1月31日（火）

申込書と代金をご持参のうえ、役場農林課へお申込みください。

■申・問 役場農林課 TEL：82-1114

## お知らせ 司法書士による無料法律相談会

鳥取県司法書士会では、下記のとおり相談会を開催します。無料で相談をお受けしますので、お気軽にご利用ください。

■日 1月11日（水）14:00～16:00（前日までに要予約）

場 米子コンベンションセンター 第2会議室

内 相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など

■申・問 鳥取県司法書士会 TEL：0857-24-7024

## お知らせ 林業退職金共済制度（林退共）に加入しませんか

「林退共」は、林業の現場で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度は、林業の事業主が共済契約者となり、林業現場で働く従事者を被共済者として、その従事者が林業現場で働くことをやめたときに、当機構が直接従事者に退職金を支払うという「林業界全体の退職金制度」です。

《林退共の特長》

- ・掛金は税法上、法人では損金、個人では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても、退職金は企業間を通して計算されます。

■問 (独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部  
TEL：03-6731-2889

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

## 募集 公共職業訓練の受講生募集

ポリテクセンター米子では、求職者の方を対象にものづくりの技能・技術および専門知識を身につける訓練を行っています。初心者の方も基礎から学べるので安心です。また、就職支援のシステムも充実しています。手に職をつけたい方、自分に足りないところを身につけスキルアップしたい方におすすめの訓練です。

①ビジネススキル講習付き産業技術科

●定員 5人

●訓練期間 2月1日（水）～8月25日（金）

②CAD・NC加工技術科

●定員 15人

●訓練期間 2月1日（水）～7月27日（木）

①②共通

●応募期限 1月18日（水）まで

●入所資格 求職中の方

●受講料 無料（ただし、テキスト代等の実費は自己負担）

●参考

雇用保険受給資格者で一定の要件を満たす方は、訓練最終日まで受給期間が延長されます。雇用保険受給資格者以外の方も一定の要件を満たせば、職業訓練受講給付金を受給しながら受講できます。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

■申・問 最寄りのハローワーク

（ハローワーク根雨 TEL：72-0065）

■問 ポリテクセンター米子 訓練課

TEL：0859-27-5115

## お知らせ 確定申告書の作成・提出はe-Taxまたは郵送で！

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、e-Taxを利用してインターネットで申告書を提出できます。感染症のリスク軽減の観点からも、ぜひご自宅からのe-Tax申告にご協力ください。

●e-Taxを利用するためには必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・パソコンとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォン

これらをお持ちでない方も、事前に税務署でIDやパスワードを設定する手続きをすることでe-Taxをご利用いただけます。

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック！

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧ください。



スマートフォン



スマートフォン・タブレット



タブレット



■問 米子税務署 個人課税第一部

TEL：0859-57-3338

■問・日時 場・場所 内・内容 定・定員 申・申込み 申・問合せ 回・対象

広報にちなん 令和5年1月 18

